

1 計画の推進体制

(1) 庁内の連携体制の整備

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境など広範囲にわたっているため、福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

(2) 国や県、近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国・県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開します。

また、専門的な知識を要するケース、広域的な対応が望ましいものなどについては、県、近隣市町村との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

(3) 計画の市民への周知と、団体・関係機関等との連携

障害の有無に関わらず、すべての市民が障害者福祉に関して理解を深め、合理的配慮を実践していけるよう、計画書の市ウェブサイトへの公表や概要版の配布などにより、本計画を広く市民に周知します。

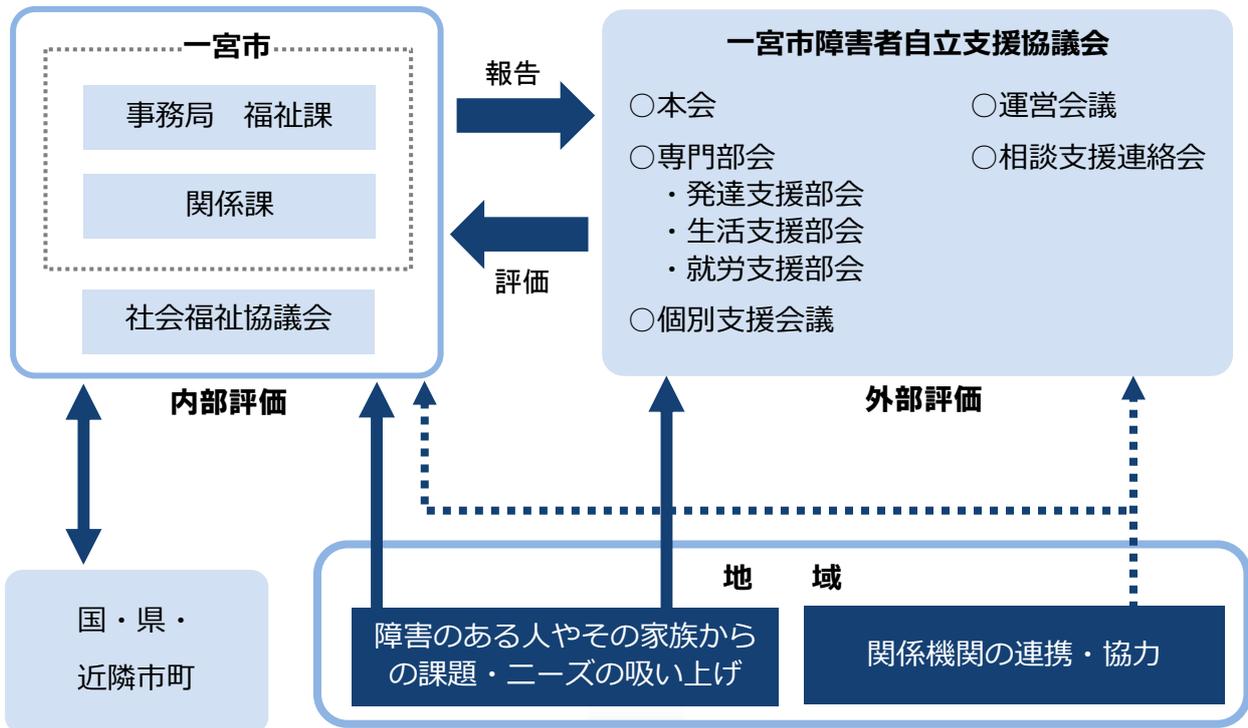
また、障害者施策の推進にあたっては、関係機関・団体などの幅広い協力を得ながら推進していく必要があるため、一宮市障害者自立支援協議会の活動等を通じた各関係機関との連携を強化し、地域における見守りや支援体制を確立します。

2 計画の進捗管理

計画を着実に実行していくためには、各施策・事業の実施状況について、市民視点、当事者視点、専門的視点から毎年度定期的に点検・評価を行い、その結果を事業実施に反映させていくことが大切です。

一宮市障害者自立支援協議会を評価機関として位置づけ、当事者の視点を踏まえた計画の進捗管理と事業の改善を行います。

■計画の進捗管理体制



■計画の進捗評価イメージ(PDCA サイクル)

